

石川達三「生きてゐる兵隊」誌面の削除に見るテキストのヴァリアント

牧 義 之

一、戦前における言論弾圧の一例

戦前の言論弾圧による司法事件として、後の横浜事件とともに引き合いに出されるのが、『中央公論』昭和十三年三月号の発売頒布禁止処分（以下、発禁）である。発禁の直接の引き金になったのは、創作欄に一挙百五頁に渡り掲載された、石川達三の創作「生きてゐる兵隊」である。中央公論社の特派員として南京攻略を直接取材した作者の野心作であったが、掲載誌（以下、該当号とも記す）は発売とともに発禁処分を受け、同号掲載の原稿の論文「世界準戦下の日支戦と列強」とともに、掲載部分を切り取り削除するという（分割還付）の上で再発売された。〈分割還付〉とは、昭和二年九月以降に発行された書籍・雑誌について、発禁になり押収された場合に、問題箇所を削除して再発売するという願いを内務省に提出し、受理されれば還付されるという措置である（法令ではない）。後に石川

及び『中央公論』関係者は起訴され、有罪判決を受けるといふ、戦前における重大な筆禍事件として文学史、出版史に記録されている。発禁を受けて押収された雑誌は、頁の削除が行われたが、総発行部数の内約四分の一は未削除のまま市場に流れ、ごく限られた読者の手に渡り、享受された。その誌面には編集上で付された伏字に加えて、印刷中に鉛版に手を加えて生じた活字の削除（空白）がある。印刷と削除の同時進行により、出来上がった本文にばらつきができ、その数は「二種^①」とも四種^②とも「三十数種類^③」とも言われる。

本稿では、現存する未削除の『中央公論』を可能な限り確認し、どのような本文が実際に流通して読者に享受されたのか、その実態について考察する。これまで調査、研究が行われることは無かった発禁本『中央公論』該当号を、詳細に検討することで、戦前における言論弾圧の一例を浮かび上がらせることが本稿の目的である。

考察に入る前に、予め昭和十三年における出版に関する法規を確認しておく。当時の出版法規について、ごく簡単に述べるならば、

単行本などには「出版法」（明治二十六年公布）が、新聞・雑誌には「新聞紙法」（同四十二年改正）が適用される。雑誌『中央公論』は「新聞紙法」が適用され、出版にあたり内務省の検閲が行われた。「新聞紙法」では、発行と同時に内務省に二部、所轄地方官庁、地方裁判所検事局、区裁判所検事局にそれぞれ一部を納本することが義務付けられている（第十一条）。また、発禁の主要条件となるのは、「出版法」では第十九条、「新聞紙法」では第二十三条に明記された「安寧秩序妨害」と「風俗壊乱」であるが、「生きてゐる兵隊」の場合は、発禁、起訴に当り陸軍省令までも適用されようとしたので、出版法規と軍令による二重の規制が現れた事件として注目すべきである。

二、「生きてゐる兵隊」の発禁、削除をめぐる言説

「生きてゐる兵隊」の発禁、削除については、当時の『中央公論』の編集者をはじめ、幾つかの回顧文やエッセイが残されている。その言説を追ってみることで、実際に禁止処分を受けて出版社側がどのような作業を行ったのか、また当時の出版の事情について考察する。

現在入手可能な「生きてゐる兵隊」は、中公文庫版の『生きてゐる兵隊』である。その解説で半藤一利は「内務省の通達により、書店の店頭に並ぶ暇もなく発売禁止となる。一般読書人の目にふれることなくあつたという間に消え去り、戦前の日本では幻の名作の如くにひそかに、その存在が囁かれていた」と記している。果して一般

読者の手に渡る時間があつたのかどうかは、後に挙げる回顧文でも取り上げられている通り、様々に言われているので議論のあるところであるが、東京と遠隔地の輸送による時差と、押収の通達があるまでの時差を考えると、遠隔地によっては既に店頭に並んでいた雑誌もあつたと考えられる。

作家・開高健は、「紙の中の戦争」という連載の中で「生きてゐる兵隊」について、「検閲を慮って発表前すでに中公編集部で約八〇枚を削除した」と記している。作品後半部分の多量の削除が、果して何枚になるかは先行研究においても言及されているところであるが、発禁については「その内容からしてきわめて当然のこと」と断定している。また、戦後の単行本本文については「作者は中公編集部が一度、無削除、無伏字で活字にしたものの初校刷をひそかに敗戦まで保持し、昭和二十年に河出書房から、それを定本として出版したとまとめている。この〈戦後版〉については、以下の作者・石川達三の言葉がその典拠である。

此の作品が原文のまゝで刊行される日があらうとは私は考へて居なかつた。筆禍を蒙つて以来、原稿は証拠書類として裁判所に押収せられ、今春の戦災で恐らくは裁判所と共に焼失してしまつたのである。至るところに削除の赤インキの入つた紙屑のやうな初校刷を中央公論社から貰ひ受け、爾来七年半、深く篋底に秘してゐた。誰にも見せることのできない作品であつたが、作者としては忘れ難い生涯の記念であつた。

開高の記している「初校刷」が、果して「無削除、無伏字」であったのかどうかは不明であるが、原稿は裁判の際に証拠物件として押収され、戦災により焼失してしまったので、戦後に刊行する際には作者が密に保存していたゲラが使われたことが分かる。これは更に言えば、裁判の際にはゲラは押収されなかったことを示している。ゲラと原稿の相違を見極める上で、この事実は重要な意味を帯びて来る。ゲラの段階で編集者の手が加えられているために、残されたゲラや作者の記憶から本文を起こしても、発禁『中央公論』該当号とは異なる本文が出来上がるし、原稿との相違も出て来るからだ。戦後に石川達三自身が削除・改変した箇所もある。本稿ではその改変について詳しく触れる余裕は無いが、戦後に生成された本文は〈戦後版〉として位置づけ、発禁『中央公論』版や焼失した原稿とは区別して考える必要があるだろう。

「生きてゐる兵隊」が発売禁止となった主な原因の一つに、印刷過程における鉛版の削除（一部の回顧文では、この〈鉛版の削除〉を〈伏字〉として捉えているものもあるが、本稿ではあくまで〈鉛版の削除〉という行為に重きを置くことで、編集段階での記号による〈伏字〉とは区別をして扱う）がある。印刷途中に機械を止めて鉛版を削る作業を重ねて行った結果、異なる本文を持つ雑誌が発生した。先の半藤はこの作業について、「伏字の相違があつて刷り上げた『中央公論』は三十数種類もができたという。これが当局を騙すための眼眩ましととられたのである」としているが、「三十数種類」もの本文という数字は、注(3)にも記した通り、根拠に欠ける大げさな数字である。

従って、より実態に近づくために、当時の関係者のたちの回顧文を以下に引用・点検していく。当時の『中央公論』編集長であった雨宮庸蔵は、鉛版の削除について、「伏字の操作は、輪転機にかけられはじめた際まで続けられたが、そこにケアレス・ミステークをおかす盲点が伏在した。そして納本（内務省検閲課など関係当局に発売二日前に納入したもの）での伏字の箇所が市販にだしたものは生かされていたり逆に後者で伏字になっている箇所が納本では生かされていたり、という事態が発生した」と、具体的な本文の種類数は記していないが、その本文の差異は段階的に明瞭なものではなく、複雑なヴァリエーションを生じさせている。

また、同じく編集関係者であった畑中繁雄は「載せた側の『中央公論』にたいする軍や検察当局の追及は、『反戦小説』の疑いのある小説を意識的に載せたのではないかという疑惑のうえに、印刷工程の前記の手違いにより鉛版を削る前に印刷された少数部数がたまたま市販分に混入した事実から、中央公論社はことさら二種類の雑誌をつくって、むしろ計画的に配布したのではないかという嫌疑がかさんで、いっそう厳しさをくわえた」と、作品の内容と同じ程度に、鉛版の削除が結果的に危険な行為であったことを記している。畑中は本文が「二種類」あったとしている。

同じく『中央公論』関係者であり、該当号の発行人であった牧野武夫は、当時の頁削除の様子とともに、鉛版の削除について触れている。少し長くなるが引用する。

さて、そういう次第で、発売日はどうしても動かせないとい

ろから、問題の「中央公論」は十九日に出てしまったのである。案のじょう、出るとすぐ発売禁止になった。歴代編集長の回顧で小森田君も書いている通り、缺、物さし、改訂のゴム印などを用意して、全社員出勤の態勢を整え、即刻内務省に分割還付の許可願いを提出した。わるい所だけを切りとってそのまま販売することを許される。そうすれば各小売書店の店頭処理で事が済む——当時はそういう便宜的な取扱いが制度的な慣習になっていた。

ところで、いくら待っても分割還付の許可が下りないのである。「発禁にする以上、どこがいけないかは分っている筈である。早くそれを指摘して欲しい」と、いくら催促しても警保局では一向にノーコメント。どうも様子が今までとは違うのである。何かことさらに意地わるをされているようにも思われるし、疑心暗鬼というやつで刻々不安と焦燥がつのるばかり、社内をあげて、暗澹たる空気に包まれてしまった。時刻が経つにつれて売れる商機も逸してしまふ。これでは営業上にも支障を来すからと強硬にかけ合ってみると、内務省では突然、

「わるいのは君の方だ。二種も三種も内容の違った雑誌を出しているではないか。納本したのと市販に出したのと伏字の箇所も分量も違う。驚くべき不逞の作為で、この点は別の事件としてアトに残るが、差当たり分割還付の処置をとろうにもこれでは手がつけられない」

というのである。そういう間違いが何によって起きたかは、前からの記述でおよそ見当はつくのだが、当時は印刷所に詰めて

いた編集当務者以外、社員の誰もそんな事情は知らなかった。輪転機が動き出してから幾度も、停めては削り停めては削りしたというのでは、いろいろ違った雑誌が出来るのが当たり前である。内容の違った——警視庁もよく集めたもので——幾種類もの雑誌を眼の前につきつけられては、こちらも弁解の余地がない。特に、一ばん多く削られたものが即ち最終に出来たものが納本分に廻り、削り足りない初めの分が市販に——しかもそれが遠隔の地方から順々に割り当てて輸送されたということが、いけなかった、印刷、製本、発送という流れ作業から言えば、それは極めて自然の成り行きであるが、頭から疑ってかかる色眼鏡でみると、これは最もずるく取締りの眼をくまそうとする悪質な手段と解釈され、その点で検察当局の心証をとことんまで害してしまつたのである。

牧野の文章には『中央公論』の該当号が「十九日に出てしまった」とあり、発売後に分割還付の手続きが思うように運ばなかったことが分かる。文中の「小森田君」は小森田一記で、雨宮の後に『中央公論』の編集長になった人物である。その小森田は「発禁寸景」の中で「昭和十三年三月号の『中央公論』が発売当日の二月十九日に果然！発禁になった」と記してあり、牧野と同様に、該当号は書店に一日並ぶ時間があったことが分かる記述である。先に東京と遠隔地の時差について記したが、関係者の証言は、東京の実態に重きを置いたものである。遠隔地であれば、輸送による時差により書店に並んだ可能性があるが、東京においても確実に一日、ないしは半

日は書店に並んだ可能性があれば、ごく限られた数ではあるが、一般読者の手に渡ったことになるので、この十数時間は「生きてゐる兵隊」の同時代受容にとって、かなり重要な時間的余裕である。

しかし先の畑中は、同じ文中において、「掲載誌の発禁は、発売日（二月一九日）の前夜八時すぎ、内務省警保局図書課から突然、電話で通達されてきた。おりから作者の石川と編集部¹⁴の佐藤や松下のあいだでは、銀座において野心作発表の祝杯が交わされていた、ちょうどその時刻にあたっていたのは皮肉である」と記している。また、編集長であった雨宮も「掲載誌は店頭発売前日の十八日午後六時発禁処分¹⁵の通告をうけた」と、時間差はあるものの、発売日前日という点では共通しており、先の牧野らとの記述とは食い違う点がある。「『中央公論』三月号は昭和十三年二月十七日に配本された。翌日の午後六時、「聖戦にしたがう軍を故意に誹謗したもの」「反軍的内容をもった時局柄不穩当な作品」として内務省は発売禁止を通告してきた」という半藤の記述、また「三月号の発行を前に十八日中央公論の発売禁止並に日本評論の一部削除が内務省から通達された」という新聞記事¹⁶を踏まえるのなら、通告は発行日前日にあたる十八日の夜に中央公論社に達し、翌十九日に該当号が書店に並んでから数時間を経て押収された、という流れが見えてきそうだ。「十七日に配本された」という記述は『中央公論社の八十年』¹⁷にも確認できる。発禁処分を受けても、各店舗が該当号を自主的に返本することはないので、朝から書店に並んで買い求める読者の手には渡った可能性が高いと言える¹⁸。

実際に「生きてる兵隊」を読めた人物は、注（15）で挙げた宮本

百合子の他に、石川から雨宮に送られた書簡の中にもうかがわれる。

今回はどうも飛んでもない御迷惑をかけてしまい重ねて厚く御詫び申し上げます。実は若しも改訂版発行が出来なくなりませぬかと心配して居ました。そうなれば社としても他の執筆者読者に対しても申し訳ない次第と、日曜から月曜と心配し続けて居ました。火曜の夜書店で出ているのを発見漸く少し安堵の思いでした。全く小生としても熟々後悔懺愧の至りにたえず、友人たちに対しても辱かしい気持ちで居ります。唯一つ些自ら慰むる所は読んだ人達が皆讃を与えてくれる事で、板垣鷹穂氏や武田麟太郎氏も口を揃えて良い作品であった、残念であったと言つて呉れるのでした¹⁹。

板垣鷹穂や武田麟太郎も、後に述べるが宮本百合子と同様に、中央公論社からの寄贈によって作品を読み、賛辞を与えることも出来たのだと考えられる。該当号の発行日である二月十九日は土曜日であるが、石川の書簡によって三日後の火曜日、即ち二十二日の夜には頁が削除され、分割還付された該当号が書店に並び始めたことが分かる。大阪ではやや遅れて二十四日の新聞に該当号の広告が掲載され、「創作における事故のため発売遅延致し、大変御迷惑をおかけ申したことを御詫び申し上げます、火急のこととて已むを得ず一部削除の上、本日発売致しました」という「謹告！」が掲載されている。

論を鉛版の削除に戻すが、当局側の資料である『出版警察報』に

は、削除の実態について以下のように記されている。

中央公論社に於ては該小説が人心惑乱の虞ある内容あるのみならず造言飛語となるべき事項及陸軍省令に依る新聞紙掲載禁止に抵触するの情を知り本誌を発行するに於ては或は禁止に附せらるゝやも知れずと予期し居りながら而も敢て発行を企図し、印刷に際しても三回に亘つて鉛版を削り、納本は最も多量に削除したるものを以て為し、其の他は無納本のまゝ発売頒布したるものである。本小説が支那側に於てこれを翻訳反日宣伝の具に使用された事実あり国際的色彩を有する事犯であつた。¹⁸

編集者の回顧文で表れる鉛版削除回数、人により違いがあるが、当局側の認識としては「三回」で統一されている。これは後に検討する裁判記録でも同様である。当局と編集者の認識の違いは、前提としてまず、認識に至るまでの過程に違いがある。編集者は、発禁処分後に開かれた会議などで印刷現場にいた人物から事情を聞くなどして、削除に関するデータ（回数、箇所等）を入手したであろうが、当局側の人間は、印刷の状況は知り得ないので、入手した雑誌本文のヴァリアントにより削除の回数を推定するしかない。恐らく当局側は、裁判を開くにあたり、その物的証拠とするために三―四種類の本文を入手したのであると、まず考えられる。牧野が「警視庁もよく集めたもので」と記した所以である。次章では当局側の資料を用いて、裁判の経過を検討する。

三、裁判記録に表れた発禁の根拠データ

「生きてゐる兵隊」を掲載した『中央公論』が発禁処分を受けた後、石川及び中央公論関係者は、検挙、起訴されるに至る。¹⁹ 適用法条などは『出版警察報』でも確認できるが、当時の肉筆の裁判記録が残されている。同志社女子大学図書館蔵（安永武人旧蔵）の『生きてゐる兵隊』裁判記録（以下、『公判記録』）及び『石川達三「生きてゐる兵隊」事件 警視庁意見書・聴取書』（以下、『聴取書』）がそれである。²⁰ 以下これらを手がかりに、裁判の際の当局側の根拠と、その過程について検討する。

『公判記録』では、被疑者らの取調べにおいて、雑誌発行に関する事項の確認作業が行われている。まず、『中央公論』三月号の存在を確認する際に、検察側は「押第六五七二号ノ一ノ一、二を展示し、石川は「其ノ一ハ納本シタモノニテ二ハ発売禁止ニナツテ押収サレタ本ノ一部ダト思」うと述べている。また「生きてゐる兵隊」の原稿については証拠物件「押号ノ二」として扱われている。

ここで、「納本」された本と「押収」された本の二冊の『中央公論』該当号が証拠物件として提出されたことが分かるが、重要なことは、この二冊が同一本文ではないことである。牧野に対する尋問でも「納本用ニハ三ツアツテ最後ノ伏字ノ一番多イモノヲ納本用トシテ居ル相ダネ」と言っている。つまり、「納本」された本の方が「押収」された本より伏字・削除が多いことになる。それに気がついた当局が、押収したもの（つまり、分割還付されなかった本）を

資料として使ったのだろう。ここに至るまでには、複数の本文を点検する作業があったはずである。それを示す資料として、現在国立国会図書館に所蔵されている該当号が挙げられる。「新聞紙法」では、初めに確認した様に内務省には発行と同時に二部雑誌を納本することが定められているが、この内一部は当時の帝国図書館に〈交付〉という形で検閲を経た後に移管される。しかし、該当号に関しては、裁判の証拠物件として提出するために帝国図書館に交付するはずの分が廻された。従って、現在国会図書館所蔵の該当号は、帝国図書館に交付されたものではなく、図書館が独自に穴埋めの為に購入したものであろうと思われる。表紙には、他の号には無い「購入印」が押されていて、問題箇所がその上に手書きで記され、さらに左上には「#548(54)」と記されている。「キ」は恐らく禁止の「キ」であると思われるが、裁判に至るまでの当局側の事情がこの辺りからもうかがえる。

牧野は印刷が完了した日付についての質問で、「印刷ノ方ハ良ク判リマセン」と答えながらも、鉛版削除の回数については「三回位ト思ヒマス」と答え、「納本ニハ最後ノ一番伏字ヤ削除ノ多イ物ヲヤツタノカ」との問いについて「左様デス」と答えている。この回数は、恐らくは当局側が導き出した数で、裁判の際に検察側にそう証言する様に指示されたものなのかも知れない（あるいは、記録として残す際に都合よく書き換えられたのかも知れないが）。この様な答弁に至るまでのいきさつが、裁判に関わった当事者たちにも〈事実の数値〉として後々まで記憶されるようになったのだろうと思われる。

この裁判記録からは、従来言及されて来なかったような事実が幾つか分ってくるが、『公判記録』の別の箇所では、各委託販売先ごとの部数について、「東京堂二三万五千部東海堂、北隆館、大東館二三万五千部位ノ計七万部位ヲ委託販売ニ出シタ」とし、加えて「社デ寄贈頒布シタモノモ二千部位」あったことが述べられている。この「二千部位」は、通常の販売ルートに乗らないので、押収はされていないはずである。『出版警察報』によれば、総発行部数七万三千部の内、七十五パーセントに当たる五万四千三百五十二部が押収されたとの記録があるが、寄贈分はこれを差し引いた未押収一万八千六百四十八部の中に入るものである。恐らくこれは、『中央公論』に縁がある文学者や識者に送られたものである。その中に宮本百合子らも入っていたと思われる。

また牧野は鉛版削除について、「削レルダケ削リ此ノ程度ナラ許サレルドラウト思フ程度ニ伏字削除ヲ用ヒマシタ」と答え、伏字については、「伏字ニシタトコロヘハ読者ガ勝手ニ危険ナ文字ヲ入レテ読ミハセヌカト思ヒ検閲ヲ得テ見ネバ判ラヌト思ツタ程デシタ」と、「執筆に当っては、検閲のストレスの一端をねらう配慮をしたと、彼（石川…筆者注）は語っているが、編集部の方はそれ以上に神経質であった」という状態をよく表している証言と言える。「その半年前に発表した『日蔭の村』でさえ、伏字・削除でズタズタになっている」という状況を踏まえても、編集側が如何に神経をすり減らして伏字・鉛版削除という〈二重の自己規制〉を用いたかは、「生きてゐる兵隊」の生成事情に欠かせない要素と言える。

『公判記録』によると、石川は「原稿ノ報酬ハ」という問いに對

して「発禁ニナツタノテ受取りマセンデシタ」と答えている。また、その原稿については、「原稿ハ区分シテ其ノ都度渡シタノカ」との問いに対して、「三回ニ区分シマシタ」と答えている。ここについてはこれ以上問い質されてはいない。「三回」の分け方が作品の展開に沿った区分けなのか、それとも原稿の仕上がった部分からの区分けなのかは分らないが、「生きてゐる兵隊」の成立事情を示す一つの証言として捉えられるだろう。原稿が残されていないので、現段階では実証的な考察は出来ないが、今後の作品研究にあたり何らかのアプローチが可能ではないかと思われる。

次に『聴取書』に移るが、印刷の過程についての証言が以下のようにある。

尚当人ハ「中央公論」三月号ヲ発行シタルニ際シ発行部数七万三千部ヲ三回ニ印刷シ第一回分ハ伏字ヲ為シタルモノ約四万二千部第二回分ハ伏字ヲ為シタル少量鉛版ヲ削リ印刷シタルモノ約三万部第三回分ハ伏字ノ上多量ニ鉛版ヲ削リ印刷シタルモノ約壹千部ノ三種類発行シ警察官庁ニ対シテハ発売頒布禁止処分ヲ免ガレンガ為メ官庁ヲ欺瞞シテ第三回目ニ印刷シタル多量削除シタルモノヲ納本シ第一、第二回目ニ印刷シタルモノヲ無納本ノ俾一般読者ニ発売頒布ヲ為シタルモノナリ

これは、牧野武夫の犯罪事実についての記録であるが、段階的な削除が行われたことが分かるものである。内務省に納本されたものと同じような、「多量削除シタルモノ」は千部あり、それ以外には

二種類あって都合三種類の本文が存在し、それが「新聞紙法」違反である、ということである。注(19)に記したように、第十一条が納本に関する条文であるので、牧野の犯罪事実の根拠となった未削除本文の未納本という結果的事実が、「生きてゐる兵隊」の本文に関する言説に大きな影響を与えていると言える。

四、鉛版削除の実証的調査

さらにここからは、具体的に鉛版削除が行われた場面を取り上げて、その部分に関する諸本文のヴァリアントを検討してみる。これについては、先行研究として白石喜彦⁽²³⁾が詳細な論を提出しているのので、筆者はこれを補足する形で、さらにこの削除という事実が惹き起こすテキスト享受の可能性についても考えてみようと思う。

伏字には《○○》《××》《…》および鉛版を削ったまま空白としたもの、の四種類が用いられたが、これらの伏字処理は編集部の手によるものである。石川達三は後年、《或る部分は編集者が発売禁止をおそれて、自分の判断で無二無三に削った。まるで編集者が私たちの作品を削除する権利をもっているかと疑われる程でもあった》(『経験的小説論』 文藝春秋 '70、65頁)と、恨み言を述べているが、雑誌発行を至上命令とする編集部としては伏字を用いるのはやむを得ぬことであつただろう。むしろ、伏字箇所を最小限に抑えて検閲を通すことが編集者に要請された仕事であつた、と考えられる。(中略)

「生きてゐる兵隊」冒頭で、自宅に火を放った中国人青年を笠原伍長が斬首する場面は、『虐待ノ感ヲ与フル』であろう。ほかにも、二〇歳余と見える農民女性にスパイ容疑をかけて裸にし、近藤一等兵が短剣を突きたてて殺した場面、母親の死骸にすがって泣きつづける娘を平尾一等兵らが銃剣を突きまくって殺す場面などが、右の禁止事項に該当する。右の三例のうち第二、第三の例については初出の際に具体的な殺害方法を描いた部分を『……』を用いて伏字としており、伏字にしなければ『虐待ノ感ヲ与フル』程度が甚しい、と編集部は判断したのである。それでも、伏字とされなかった語句（近藤一等兵の場面では『彼は物も言はずに右手の「16字分伏字」たてた』『恰度標本にするために「以下伏字」』『短剣』など、平尾一等兵の場面では『えい、えい、えいッ!』』『他の兵も各々「18字分伏字」まくつた』『ほとんど十秒と「以下伏字」』（「」は引用者）など）を手がかりとして想像力をはたらかせれば、伏字が起こされた単行本初版の描写とさして隔たりのない光景を思い浮かべることは可能である。⁽²⁾

白石は同書で「発売日の前夜に発売禁止の通達がありそれから小説部分を削除することになったので、そうしたあわただしさの中で、「生きてゐる兵隊」を掲載したままの『中央公論』誌が残されていたようである」と、削除が行われなかった雑誌があったことを確認し、どのような伏字が編集部によっておこなわれたのかを考察している。これに付随する形で、印刷過程の鉛版削除についても調査・

言及を行っている。

本稿文末の別表は、白石の調査結果をまとめた表を基にして、筆者がさらに調査した結果を付け加えたものである。本文の存在する十七箇所の活字削除部分について、白石はA—Eまでの五種類の本文を比べて、その差異を○×の記号で表している。○はその部分の活字が残っているもの、×はその部分が削除されて空白になっていることを示している。筆者はこれにF、Gの調査結果を付け加えた。

白石の調査結果の難点は、本文の突合せに当たり、雑誌原本に当たっていないA、D、Eが含まれていることだ。Eは現在入手可能な中公文庫版の底本になったものであるが、「伏字復元版」として伏字箇所を傍線を引いて分りやすくしてはあるものの、戦後の単行本を参考にして本文を整えているので、やはり本文の突合せには不都合なものである。筆者が加えたF、Gは、現在確認できる限りの未削除本文を持つ『中央公論』該当号（押収されずに出回ったもの）である。その所蔵先は表の左側に付しておいた。本稿の考察にはB、C、F、Gの四種の本文を用いることにする。

白石は調査の結果、印刷の〈折〉（折丁）によって諸本に差が出ていることを発見した。〈折〉というのは、表裏各八頁分印刷された大きな紙を折って製本する時のその全紙一枚分にあたる量で、二重線で区切った部分が折による纏りである。同じ鉛版から印刷されたにも関わらず、印刷の進行具合によって削除箇所の数が異なる印刷紙が発生した結果、複数種類の本文が出来てしまったというのが白石の結論で、筆者もそれに賛成するものだ。

この結果を見ると、折によってかなりバラつきはあるが、最も削

除されているのが10—16の折、特に15は全ての本文で削除されているので、印刷の初期段階（紙型作成の段階かも知れない）で削除が行われたことが分かる。ここは風俗壊乱に問われる場面であるが、16にも同じことが言える。また、17は記号で表すとF、Gでも×であり、白石もB、Cには×をつけているが、文節の最後の一文になっているので、果たしてそこに文章が存在したのかどうかの判断が難しい所だ。つまり、ゲラの段階で削除されたので、鉛版では元々活字が組まれなかった可能性がある、ということだ。

このように諸本一つ一つに微妙な差異があるのだが、F、Gに限って見ると、明らかな特徴が見えてくる。9と10を境にして、丁度対照になるような配置がされているのだ。加えて、この表から分かることは、全てが○ないしは全てが×の本文は現在の所存在しない、ということである。仮にF、Gは入れ替えを行えば、15と17を除いて完璧な未削除の本文と、完璧に削除された本文が出来上がることになる。B、Cについては、若干の未削除が含まれているだけで、F、Gとの関連を見つければ、ここからは、一つの意図があったことが導き出せる。つまり、削除箇所数が異なる印刷紙のばらつきは、全くの偶然とは言いがたいものがある、ということだ。偶然ならば全て○、あるいは全て×の本文が存在してもいいはずだが、それは現在の所見当たらない。飛躍すれば、FとGの両方の雑誌を手に出来れば、全て○に近い本文が出来た、ということであり、それはすなわち、読者の側にほぼ完全な本文を読むことが出来る可能性があった、ということにもなる。

別表にした本文のヴァリエントが、「生きてゐる兵隊」の全てで

あるかどうかは断定できないが、以上に行った本文調査により、確実に四種類のヴァリエントの存在を確認出来た。しかしこれを見る限りでは、裁判の証拠として用いられた納本の雑誌と押収の雑誌のそれぞれがどれに当てはまるのかは断定出来ない。全体的に見ればGは四種の中でも特徴的であり、削除も多いように見られるが、矢張り即断は難しい。さらに別の本文が発見出来れば、よりその実態に近づくことも出来るだろう。今後の調査に期したい。

本稿では、作品の内容評価には触れなかったが、戦前の特徴である伏字・活字削除を持った「生きてゐる兵隊」の本文は、発禁処分・関係者の起訴による不幸と、ヴァリエントの多さという生成過程の複雑さとして、日本文学史に稀に見る存在である。発禁になり、押収が行われたにも関わらず、先に引用した『出版警察報』には、「本小説が支那側に於てこれを翻訳反日宣伝の具に使用された事実」とあり、また幾つかの新聞記事²⁵にもある様に、国内よりも海外で話題になり、戦争に利用されようとした事も発禁の一つの要因だと言える。この後に横浜事件などでさらに言論が規制されてくる中で、当局はその見せしめとして「生きてゐる兵隊」に対して迅速な発禁処分を行い、石川らに有罪判決という更に重い処分を下した。「生きてゐる兵隊」は、そのような負の面のみが目立って語られてきた作品であったと言えるだろう。作品を当時の言論状況に戻して、より実態的に受容、研究するためには、本稿や先行研究が行ってきた本文調査、ヴァリエントの見極めは、欠かせない作業である。

（引用文中の漢字は現行のものに改めた）

注

- (1) 畑中繁雄『党書昭和出版弾圧小史』(昭和四十年八月、図書新聞)にある数字。
- (2) 『出版警察報』など、当局側は鉛版削除が「三回」行われたと断定している。「三回」行われれば四種類の本文が出来ることになる。
- (3) 読売新聞社文化部編『文壇事件史』(昭和四十三年十一月、読売新聞社)での石川達三の言葉。この数字を半藤一利は中公文庫版の解説で引用しているが、根拠の無い数字である。
- (4) 平成十年、中央公論新社。底本は『中央公論 平成九年十一月号臨時増刊 激動の昭和文学 中央公論文芸欄の100年〈昭和篇〉』で、「伏字復元版」と謳われている。
- (5) 開高健「紙の中の戦争」第十三回『文学界』昭和四十五年七月号、文芸春秋社
- (6) 保昌正夫『現代日本文学大事典』、昭和四十年十一月、明治書院)は「三三〇枚の原稿がすでに二五〇枚分くらいに削除・編集され」たとしている。また、青木信雄が削除の実態に就いて、各本文を参照しながら詳細に検討している(『石川達三研究』平成二十年三月、双文社出版)。青木は「原稿」はそのままの形で印刷に付され、伏字や削除は初稿刷りによってなされた」と結論付けているが、戦後版が発禁版(『中央公論』)の「復元ではなく、両本文の差異について「敗戦を挟んで、戦勝国「支那」に対する配慮が働いた」としているにも関わらず、手法として戦後版から発禁版の削除を検討するのは矛盾があるのではないだろうか。
- (7) 石川達三『生きてゐる兵隊』(昭和二十年十二月、河出書房)の「誌」。
- (8) 青木信雄は前掲書の中で「中央公論」所収の『生きてゐる兵隊』の「削除」部分を、石川達三が自身の記憶(いまだ、「原稿」は見えていない)によって起こしたのが(戦後版・筆者注)『生きてゐる兵隊』ということになる」と論じている。しかしそれに続く「中央公論」所収の『生きてゐる兵隊』が河出書房版『生きてゐる兵隊』にかなり正確に重なっていると見てよいわけである」と短絡的に結びつけるのは、やはり疑問である。
- (9) 『徳草 ジャーナリスト六十年』(昭和六十三年九月、中央公論社)
- (10) 注(一)に同じ。
- (11) 『雲か山か』中公文庫版(昭和五十一年八月、中央公論社)
- (12) 『中央公論』昭和三十年十二月号「歴代編集長の回想」
- (13) 『東京朝日新聞』昭和三十三年二月十九日
- (14) 『昭和四十年十月、中央公論社、二百八十三頁。』
- (15) 同時代評としては、宮本百合子の「今日の読者の性格」(昭和十五年五月)、「昭和の十四年間」(同八月)などがある。また、先の兩宮の回顧文中に「現地(中国・筆者注)でいち早く「中央公論」三月号を手にいれ、これをおもしろく読んだ兵隊さんもあるくらい」とある。また、未確認であるが、日本共産主義者団の機関紙『民衆の声』の第三号以下に「生きてゐる兵隊」の要約が掲げられたという(角田友美『石川達三論——『生きてゐる兵隊』を中心に——』、『藤女子大学国文学雑誌』第六十六号、平成十三年十二月)。後述するが、宮本百合子などの手に渡ったのは、中央公論社からの寄贈分ではないかと思われる。
- (16) 昭和十三年二月二十四日付、兩宮庸藏宛石川達三書簡。引用は注(9)と同書。
- (17) 『大阪朝日新聞』昭和十三年二月二十四日。発行日の十九日には『東京朝日新聞』や『読売新聞』にも広告が出たが、「生きてゐる兵隊」の告知スペースが「創作に事故あり、陣容を新らたにして近日発売!」それまで御待ちあれ!」という文句に差し替えられている。特に『読売新聞』は活字を削った跡が生々しく確認出来る。『東京朝日新聞』では差し替えた文句のみ書体が異なるので、印刷直前に差し替えられたことが分かる。
- (18) 『出版警察報』第百十二号「出版物司法処分彙報」

- (19) 被疑者として名前が挙がっているのは、石川達三、雨宮庸蔵、牧野武夫、松下英麿、佐藤観次郎の五名。適用法条は石川、松下、佐藤が陸軍刑法第九十九条、新聞紙法第九條、二十七條、四十條、兩宮が陸軍刑法第九十九条、新聞紙法二十七條、四十條、牧野が陸軍刑法第九十九条、新聞紙法第十一條、二十七條、三十條、四十條である。この内、牧野に適用された新聞紙法第十一條は、第一章でも触れた通り納本に関わる条文中で、削除本文の未納本をその根拠としている。
- (20) これら二つの資料は、それぞれ原本のコピーを製本したものであり、貸出しも可能であった。安永は石川の好意により公判関係資料に接することが出来たと記している(『戦時下の作家と作品』昭和五十八年十二月、未来社)。
- (21) 浜野健三郎『評伝 石川達三の世界』(昭和五十一年十月、文芸春秋)
- (22) 注(21)に同じ。
- (23) 白石喜彦『石川達三の戦争小説』(平成十五年三月、翰林書房)
- (24) 注(23)に同じ。
- (25) 『出版警察報』や『都新聞』(昭和十三年三月二十九日付)において、「生きてゐる兵隊」が中国の新聞紙『大美晚报』に翻訳されたことが報じられているが、他に『読売新聞』昭和十三年三月二十七日付の記事に、雑誌がアメリカに渡り、日系二世の手によって翻訳され、出版されようとしていたことが報じられている。領事館が翻訳本数千部を押収したとあるので、相当に早く海外では話題になり、受容されたことを示す例である。

本稿は、平成二十年十一月八日に開催された、中京大学国文学会秋季大会研究発表会での発表が基になっている。

(名古屋大学大学院文学研究科博士前期課程)

別表 鉛版削除箇所一覧

No.	場面および削除箇所	A	B	C	D	E	F	G
1	中橋通訳らが水牛を略奪する場面(第二章)。《この野郎めえ》《兵隊の欲するがまゝに》など12か所。 P. 19、20	○	×	○		○	○	×
2	平尾一等兵が壕の中で銃をかまえている場面(第二章)。《闘志》 P. 21		×	○		○	○	×
3	勤務外の兵たちが徴発に出かける場面(第三章)。《徴発》など6か所。 P. 25	○	×	○		○	○	×
4	近藤一等兵がスパイ容疑の姑娘を殺したあとで感じる、医学に対する《軽蔑》《侮蔑》(第三章)。 P. 29	○	×	○		○	○	×
5	倉田少尉が、これまでの自分の不安を思い返している場面(第三章)。 《北支》 P. 32		×	○		○	○	×
6	笠原伍長が小指に銀の指輪をはめている場面(第五章)。《拳銃の弾丸と交換にくれたんだらう》 P. 45		×	×	○	○	○	×
7	平尾一等兵らが、母親の死骸の傍で泣きつづける姑娘を殺す場面(第五章)。《泣き咽ぶ》《を抱いて》《蒲団》 P. 50	×	○	×	○	○	○	×
8	近藤・平尾両一等兵が舟を徴発に行く場面(第五章)。《あの百姓女が》 P. 53	×	○	×		○	○	×
9	無錫で西沢聯隊が物資を《徴発して》いる、との記述(第六章)。 P. 56		○	×		○	○	×
10	兵たちが、加奈目少尉を狙撃した少女と、同じ家にいた老人とを射殺する場面(第七章)。《老人》《十二歳の少女》など6か所。 P. 67、68		×	×		×	×	○
11	笠原伍長が捕虜を次々に斬殺する場面(第七章)。《捕虜の》《銃をかまへ》など8か所。 P. 69、70	×	×	×		×	×	○
12	句容で近藤・平尾両一等兵が、空家となった中国人邸宅に侵入する場面(第七章)。《姑娘が》 P. 70	○	×	×		×	×	○
13	南京場内で倉田少尉が、《女たち》が散々な眼にあっている、との感慨を語る場面(第九章)。 P. 89		×	×		×	×	○
14	南京市内二か所に日本軍人のための慰安所が開かれた、との記述(第九章)。《彼等壮健なしかも無聊に苦しむ肉体の欲情を慰めるのである》 P. 92		×	×		×	×	○
15	兵たちが、故郷を思い出して雑談する場面(第一〇章)。《ちやんと色男こさえてらあ》 P. 95	×	×	×		×	×	×
16	上海歓楽街の光景の記述(第一〇章)。《酔った兵が夜になつてから上らうとしても満員で》など3か所。 P. 96	×	×	×		×	×	○
17	上海の酒場で近藤一等兵がもたらす感慨の記述(第一〇章)。《しかし、それでは戦死したものはどうなるのだ?》など2か所。 P. 98		×	×		×	×	○

A…『出版警察報』第一二二号引用本文

B…『日本近代文学館蔵本』①

C…『国立国会図書館蔵本(マイクロフィッシュ)』②

D…『東京区裁判所の判決書引用本文』↓『公判記録』所収

E…『中央公論』平成九年十一月号臨時増刊『激動の昭和文学』

〈昭和篇〉

F…雄松堂マイクロ版『中央公論』③

国際日本文化研究センター蔵本④

東京工業大学図書館蔵本⑤

都立多摩図書館蔵本⑥

筆者架蔵本⑦

G…神奈川近代文学館蔵本⑧

①～⑧は雑誌原本の本文確認

中央公論文芸欄の100年